

## 1. 今事務年度の「実践と方針」について

- 9月26日、平成30事務年度の「実践と方針」を公表した。その中で示しているとおりに、金融仲介機能の発揮の重要性についてはこれまでと変わらない。すなわち、金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上を図り、ひいては地域経済の発展に貢献していくことが求められ、こうしたことが、金融機関自身にとっても継続的な経営基盤を確保する上で重要である（「共通価値の創造」）。
- この「共通価値の向上」という好循環のループは、最終的には事業性評価や本業支援により金融仲介機能を徹底した金融機関が安定的な収益を上げることができるようになることで完結する。
- そこにいたるまでには、相応の時間を要することが想定される。金融庁としては、この時間軸をしっかりと意識しつつ、金融仲介機能の発揮に向けた取組みを見守っていきたい。
- 協同組織金融機関のモニタリングについては、協同組織金融機関が将来にわたって健全性を維持し、地域経済に対して金融仲介機能を継続的に発揮していくため、持続可能なビジネスモデルの構築や長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応、経済・市場環境の急激な変化への対応、が確保されるよう、オン・オフ一体でのモニタリングを行っていく。
- また、金融仲介機能の発揮と金融システムの安定の2つの中間目標の両立を目指す観点から、この2種類のモニタリングをバランスよく実施していく。モニタリング対象者もできるだけ拡大し、金融機関の取組みを全体として把握すべく、理事長の考える経営方針がどのような形で具体化され、現場に浸透していくか、支店長や営業職員とも議論することで確認していきたい。
- 金融機関の皆様とは、分析したデータに基づいた、より客観的な議論、ファクトに基づく対話を通して認識の共有をはかるべきところ、

近年それが十分ではないと感じている。金融機関を巡る状況をどう分析するのか、それを例えばストレステストのシナリオにどう落とし込むか、様々な議論があると思うが、議論を尽くして、金融機関と当局が同じ視点を共有することが、何よりも重要であると考えている。

- 信用金庫の持続可能なビジネスモデルの構築にあたっては、個々の金融機関の取組みのみならず、リスク管理、収益向上や財務基盤強化の支援等、中央機関である信金中金の役割が重要である。
- 29 事務年度においては、有価証券運用態勢の高度化や、事務処理・決済業務等のバックヤード業務の共通化・効率化による経費削減、収益改善の実現に向けたノウハウを有する人材の育成等の分野において、信金中金との対話を通じて現状の取組内容を把握してきた。
- 30 事務年度においては、昨事務年度の取組みと併せて、財務局とも連携し、顧客企業の経営改善提案や経営分析・モニタリング等の金融仲介機能の発揮に向けた支援に関して、信用金庫に対してどのようなサポートが必要か対話を通じて確認し、中央機関としての役割を積極的に発揮していくよう促していく。

## 2. 「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」のアップデートについて

- 先般（10月22～26日）、金融庁主催による3回目の「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」（Delta WallⅢ）を実施し、皆様方の一部からもご参加頂き感謝申し上げます。
- 現在、演習結果の事後評価を行っており、来年1月を目途に参加金融機関にフィードバックし、その後、業界全体にも還元させていただく。
- 本年10月19日、デジタルイゼーションの進展等、新たな課題への対応方針等を明確化するために、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」をアップデートし公表した。

- こうした中、本年度、信用金庫の Web サイトの改ざん事案が複数回発生している。東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を控える中、実効性のあるサイバーセキュリティ対策は急務である。本事案に関して、当庁から注意喚起を行っているので、改めて、自金庫の状況を確認し、必要な対策を講じて頂きたい。
- 中小金融機関に対しては、これまで実態把握や演習を通じて対策を促してきたが、他業態と比較して依然として取組みが遅れている。
- 特に、サイバーセキュリティ対策の土台となる、サイバーセキュリティに係るリスク評価、コンティンジェンシープランの整備に関しては、早急に実施頂く必要がある。当庁としても、実態把握や協同組織中央機関・業界団体との対話、財務局を通じて、各金融機関の対応状況をきめ細かく確認させて頂くので、経営陣の適切な関与の下、確実に取り組んで頂くようお願いしたい。

### 3. 改元及び 10 連休に向けた対応について

- 来年 5 月 1 日に予定されている皇太子殿下の御即位に際しては、御即位の日を来年限りの祝日とし、祝日前後の 4 月 30 日と 5 月 2 日も休日の扱いとして、10 連休とする方針が本年 10 月、総理より示された。
- 関連法案について、今国会で審議が行われる予定であるが、仮に 10 連休となった場合には、各金融機関において、例えば、
  - ・ 連休中に顧客から受け付けた取引を、連休明けにまとめて円滑に実行するためのシステム面での対応や、
  - ・ 連休前後の平日に集中が予想される事務につき、連休明けに円滑に処理するための態勢整備、また、
  - ・ 一部取引が、連休明けの実行となること等の顧客への周知などが必要になると考えている。
- 各金融機関においては、改元に係る対応と併せ、要対応事項の洗い出しを徹底した上で、準備に万全を期していただくようお願いする。

(以上)